

令和2年度弁理士試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について

令和2年8月25日
工業所有権審議会弁理士審査分科会

令和2年度弁理士試験の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を下記のとおり実施することとします。受験者の皆様には、各項目についてご協力をお願いいたします。

1. マスクの着用、アルコール消毒・手洗いの実施

- ・試験当日は、感染防止のため、**試験中もマスクの着用を必ずお願いします。**マスクを着用していない場合は、受験をお断りすることがありますので、予めご了承ください。ただし、本人確認のための写真照合時等、試験監督員の指示があったときはマスクを一時的に外していただきます。
- ・マスクの着用に加え、試験当日フェイスシールド（透明で顔全体の表情等が試験監督員等から確認できるものに限る。）、手袋（透明で音が出ないものに限る。）については、使用して差し支えありません。
- ・飛沫飛散防止のため、休憩時間や昼食時も含めて試験場内での私語は慎んでください。
- ・試験場に手指消毒用のアルコール液を設置しますので、適宜使用してください。
- ・試験室への入室前には、アルコールによる手指消毒を徹底してください。なお、携帯用手指消毒用アルコールを持参しても差し支えありません。ただし、試験時間中はカバン等にしまってください。
- ・使用済みのマスクやウェットティッシュ等につきましても他のゴミと同様に、各自でお持ち帰りください。

2. 検温の実施

- ・試験当日の朝、各自必ず検温を実施した上で、自身の健康状態を確認してください。
- ・政府等から示されている感染症についての相談・受診の目安等を踏まえ、**次に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えていただくようお願いいたします。** なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は実施しません。

- ① 感染症に罹患し、治癒していない方
- ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、37.5度以上の発熱や咳等の風邪症状が続く方
- ③ 感染症感染者（疑いのある場合も含む。）と接触があり、医師又は保健所等の指示により試験日時時点で自宅待機となっている方
- ④ 過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間が必要と発表されている

国・地域等への渡航歴がある方

- ・上記①～④に該当しない場合であっても、試験当日、体調が優れない方は、極力受験を控えてください。
- ・試験当日、試験会場内において咳を繰り返す等の症状が見られる方には、他の受験者への感染のおそれがあるため、健康状態を確認した上で、受験を拒否又は停止することがあります。
- ・試験中に体調不良を感じた場合は、直ちにその旨を試験監督員に申し出てください。
- ・当日、試験場入口にて、**全ての受験者について非接触型体温計による検温を実施します**ので、時間に余裕をもって会場へお越しください。その際、受験票を予めご準備ください。これらにより、37.5度以上の発熱が認められた場合は、受験できない場合があります。

3. 試験室等の換気

- ・試験室等は、換気のため、試験時間中も含めてドア等を開放することがあります。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

4. 試験会場内の混雑緩和

- ・最寄り駅から試験会場への移動や、試験会場内での移動、検温やトイレの順番待ちの際には、周囲の方との距離（最低1m以上を目安）を保って行動してください。
- ・試験前後、休憩・昼食時においても、対面での会話や飲食等、受験者同士の接触を控えるようお願いいたします。

5. 試験実施時の対応

試験の実施にあたっては、上記の他、次に掲げる感染防止対策を講じます。

- ・試験室内の座席配置は、最低1mを目安として間隔を開けて配置します。また、監督員が口頭で注意事項等を説明する際、受験者との十分な間隔の確保に努めます。
- ・試験会場の全スタッフは、出勤前に検温を行い体調不良等異常が無いことを確認した上で、体調不良がある場合は出勤しないこととします。
- ・感染予防のため、試験監督員にはマスクの着用を義務付けます。
- ・試験終了後、複数の受験者が手を触れる場所、全ての机及び椅子のアルコール消毒を実施します。
- ・試験会場内の必要な箇所に、消毒用アルコールを配備します。
- ・会場スタッフは、試験開始前や試験終了後の入退場混雑時における受験者の誘導を的確に行います。

6. その他

- ・ 感染防止対策の徹底に関して、上記の事項を順守していただけない場合や、当日試験会場での試験監督員等の指示に従わない場合等には、受験をお断りすることがありますので、ご注意ください。
- ・ 感染防止の必要に応じて、氏名、緊急連絡先が保健所等の公的機関へ提供され得ることを予めご了承ください。
- ・ 今後、政府から緊急事態宣言が発令される等、感染症をめぐる状況が大きく変化し、実施方針等に変更が生じた場合には、特許庁ホームページに掲載してお知らせします。